

遺族付加年金“きずな”に係る新型コロナウイルス感染症の取扱い

1 支払対象制度について

新型コロナウイルス感染症は他の疾病と同様、次のとおり支払対象に該当します。

- ・ 医療保障保険（基本部分）
- ・ 医療保障保険（給付拡大部分）

新型コロナウイルス感染症により死亡された場合は、死亡保険金の支払対象となります。

※ 遺族付加年金“きずな”（生命保険部分）の上乗せ給付（入院給付金）については、対象外となります。

2 給付金の支払いについて

次の場合において、臨時施設等又は自宅療養した期間については、その期間に関する医師又は医療機関の証明をもって医療保障保険（基本部分）（給付拡大部分）の支払対象となります。

- ・ 医療機関が満床等の理由で入院できず、臨時施設等又は自宅において入院と同等の療養を受けた場合
- ・ 医療機関が満床等の理由で退院予定日が早まり、臨時施設等又は自宅において入院と同等の療養を継続した場合

3 請求方法について

「保険金・給付金請求連絡票」を共済事務担当課にご提出ください（連絡票は同課にあります）。

【お問合せ】

引受会社：明治安田生命保険相互会社

TEL 03-5289-7587